

令和4年度における 相続税・贈与税関係の改正 について

河内哲平

相続税法の改正

I 相続税に係る死亡届の情報等の通知方法の改正

1 改正前の制度の概要

相続税は、相続又は遺贈により取得した財産について課されるものであるから、税務署長は、相続開始の事実を把握する必要がある。そこで、戸籍に関する事務をつかさどる者に対して、その事実を通知させることとしていた。具体的には、市町村長（特別区の区長、指定都市の区長及び総合区長を含む。以下1において同じ。）は、死亡又は失踪に関する届書を受理した場合には、その届書に記載された事項について、その届書を受理した日の属する月の翌月末日までに戸籍に関する事務をつかさどる事務所の所在地の所轄税務署長に通知（以下「相続税法第58条通知」という。）をすることとされていた（旧相法58①）。

（注）相続税法第58条通知に係る事務は、第1号法定受託事務とされた（旧相法58②・旧地方自治法2⑨一、別表第一）。

また、市町村長が税務署長に対して相続税法第58条通知を行う場合には、その通知に係る被相続人の所有していた固定資産課税台帳に登

録されている土地、家屋及び償却資産等に関する資料を併せて送付することとなっていた。

2 改正の内容

(1) 法務大臣から国税庁長官への通知

法務大臣は、死亡又は失踪（以下2において「死亡等」という。）に関する届書に係る戸籍法に規定する届書等情報（これに類するもの（注1）を含む。）の提供を受けたときは、その届書等情報に記録されている情報及びその死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で一定のもの（注1）を、その届書等情報の提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならないこととされた（相法58①）。

（注1）これらについては、この改正の施行の日までに財務省令で定められる予定である。

(2) 市町村長から税務署長への通知

市町村長は、その市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者（注